

添付法令資料 4 :

石油及び天然ガスの上流事業部門における運営費用の返還を伴う利益分配契約の
形態をとる提携契約の履行に対する共同調査実施のガイドラインに関する
2018年3月29日付インドネシア共和国財務大臣規則 No.34/PMK.03/2018 (目次)
同年4月4日施行

- 第1章 総則 (第1条)
- 第2章 石油・天然ガス所得税及び石油・天然ガス所得税以外の税に係る義務の履行に対する税務調査
 - 第1節 石油・天然ガス所得税に対する税務調査 (第2条)
 - 第2節 石油・天然ガス所得税以外の納税義務の履行に対する税務調査 (第3条)
- 第3章 利益分配及び石油・天然ガス所得税の義務の履行に対する調査
 - 第1節 共同調査の実施 (第4条)
 - 第2節 共同調査計画 (第5条)
 - 第3節 共同調査の標準 (第6条ないし第10条)
 - 第4節 共同調査の基準 (第11条)
 - 第5節 調査の権限及び義務 (第12条及び第13条)
 - 第6節 契約者の権利及び義務 (第14条及び第15条)
 - 第7節 共同調査の期間 (第16条)
 - 第8節 委任状の発行、調査チームの変更及び延長委任状 (第17条)
 - 第9節 共同調査開始会議 (Entry Meeting) (第18条)
 - 第10節 文書の請求及び／又は貸借 (第19条及び第20条)
 - 第11節 第三者に対する契約者の表明及び説明の要求 (第21条)
 - 第12節 通知の提供及び言語 (第22条及び第23条)
 - 第13節 契約者により承認された現行年の共同調査結果の解決 (第24条及び第25条)
 - 第14節 契約者により承認された現行年後の共同調査結果の解決 (第26条)
 - 第15節 未解決項目の解決 (第27条)
 - 第16節 共同調査の結果報告及び文書の返却 (第28条及び第29条)
 - 第17節 現行年におけるデータの交換及びデータの確認 (第30条)
- 第4章 雑則 (第31条ないし第34条)
- 第5章 経過規定 (第35条)
- 第6章 終則 (第36条)